社説

芝罘埋立地事件

芝罘海岸埋立地の拂受に付き英露兩國の商人が競爭の末、遂に露商の手に落ちたるの事實は既に世間に傳ふる所なるが去る十三日の紙上に記したる芝罘通信に據れば右拂受に就ては露人の運動頗る機敏にして何時の間にか露清兩國の間に確實なる條約さへ取結び英人は恰も出し拔かれたる姿にて憤激一方ならず云々とあり實際の事情果して通信に云ふ如くなるや否や知る可らず支那に關する事柄は每度風說に誤らるゝこと少なからざる常にして條約云々の如き未だ遽に信ず可らずと雖も露國が近來南方に力を傾けて進步の急なるは着々事實に證す可きものあり其目的の所在より察すれば芝罘などの事は着手の端緒に過ぎずして更らに世界の耳目を驚動せしむる大運動を見ることもある可し早晩免れざる成行にして毫も怪しむに足らざるなり世人或は今度の事を見て之に驚き斯くては東洋の治亂如何とて未來を想像して心配する者もあらんかなれども我輩は自から所見を殊にし露國の擧動の活潑にして急なるは是れぞ即ち東洋の治亂を決するの機會にしていよ〳〵急なればいよ〳〵其機會を早くし諸强國の自から認る利害如何に拘はらず各自の實力一偏以て進む者は進み退く者は退き遂に歸する所に歸して大勢の定まることある可しとして却て之を喜ぶものなり文明世界の國交際は甚だ混雜して然かも極めて微妙なり露勢駸々としてます〳〵進むときは必ず他の利害と衝突せざるを得ず否な今日と雖も暗に衝突の姿を成して各國嫉視の內情は外より見て倘ほ察す可きものあり即ち近來外交の情態何となく穩かならずして某國の船を以て陸兵を送りたりと云へば某國の軍艦は何々嶋に集りたりと云ふが如く密雲將に雨らんとして未だ雨らず晴に非ず雨に非ず治に非ず亂に非ず天氣鬱々人心恟々として際限なき次第なれば此時に當りて疾雷一發出て以て陰晴を決するが如きは却て治安の法なる可し左れば今度の一件の如き果して通信に報ずる通りの次第ならんには其事の利害に關係ある他國の人々が傍若無人の擧動として之を憤ふるも無理ならざれども露國人が斷然決斷したるを見れば何か自から見る所あることならん他國人が內々不平を唱へながらも其儘に付し去りて成行に一任するときは目下の天氣も先づ無事に收まり東洋の天地は青天白日の上もなき仕合せにして唯露人が獨り目的を達したるを認む可きのみ或は然らず他國人が其擧動を看過せずして大に之を爭ひ遂に破裂することもあらんか一時の騷動は不幸に似たれども外交上の陰晴を其一擧に決して鬱々の不愉快を免るゝことを得べし何れにしても我輩の速に見んことを望む所なり或は芝罘云々の事實は風說の誤にして事の眞相を得たるものに非ざるやも知る可らずと雖も我輩は更らに是等の出來事を生じて外交上の機會を促し事の決着を早めて動靜いづれにか一決せんことを望み竊に其之を待つものなり

○西印度契約日本勞働者の一揆●●●●●●●●●

西印度[illegible]ルーブ島（佛領）に出稼せる我國勞働者と雇主との間には先頃騷動起りしが双方相讓り合ひて一旦は事濟みたれ共何は互の間柄に面白からざる所ありてか同嶋より米國ウォールド新聞に達したる所報に據れば我移住民は先月下旬一揆を企て其勢甚だ盛にして當り難ければ他の人々は或は來襲に逢はんかと戰々兢々たり之を見て殖民地政府は果斷の處置を執り一揆を鎭壓せんとすと云ふ

○李鴻章と露淸の交情

李鴻章が戴冠式參列の爲めモスコー府に滯在中或る人に物語りし所なりと云ふに據れば右の盛典に參列するの外、李の使命は支那に西洋文明を移植せん爲め歐米各國於ける政府の組織を始めとし其他萬般の制度文物を普く觀察するに在りて彼の式終らば成る可く取急ぎて露國を辭し英佛等を歷遊せし後ち米國に渉り其れより歸國するの所存なり●●●●●●●●●●●●

●露淸密約は全く無根の風說のみ　又先頃來世上に喧傳する露淸密約談は全く無根の風說にて我國は曾て露と何等の條約をも結びたることなきは勿論、又他の强國とも約束するの使命を帶びず抑も露淸の關係はあらゆる點に於て間然する所なく深く休戚を共にすれば今更密約を締結するの必要なかる可し又淸國は佛國とも露同樣に交誼を親密にせんことを切に希望す●●●●●●●●

●英國との交情●　次で客は英國と支那との交情に付き問ふ所ありしに李は之に答へて曰く露佛に對する淸國の交情は前述ぶる如くなれども英國に至りては余歸國の途次親しく彼國に遊び其政府の淸國に對する政略の實相と國民の感情とを篤と觀察したる上に非ざれば之を云ふを得ず云々●●●●●

●海關稅の引上げ●　又英國スタンダード新聞の伯林通信員の所報に據れば李は露國政府と條約を結び彼に滿州へ鐵道を布設するの特權を與へ其報酬として支那開港場に於ける輸入稅を二倍に引上ぐるの承諾を得たるよし然れども他の强國は何か支那より讓り受くる所なくして海關稅の增加を承知す可きや否や頗る疑はしと●●●●●

○豐瑞丸沈沒の現况

大阪共立物產會社汽船豐瑞丸沈沒の事は前號に記載したるが其後同船二等運轉手の大阪に歸着し物語りたる處によれば海霧の爲め進航を止め汽笛を鳴らして其儘後方へ航行せる際、河野浦丸は徐々に進航し來りたれども何分濃霧の爲めに船體を認め得ざりしものと見え豐瑞丸左舷のブリッヂの後方を衝破りたれば船長は直に端艇三艘を卸し乘客及び船員一同を乘込ましめ自身は居殘りて指揮せる折柄、六分間を出でずして沈沒したる事なれば三隻の內二隻の端艇は渦中に卷込まれたり此際行衛知れざるもの多かりしが河野浦丸及び端艇よりの救助船にて救上げられたるものもあり又泳ぎ付きしものもありて結局船長、事務長、水夫外に傭人足二名及び乘客十二名丈け溺死したり船長は沈沒後一旦浮き上りたれども身體の自由を失ひたるにや其後行衛知れず貨物の內、上甲板に積みたるものは追々近傍の陸地に漂着するよしなれども此邊は三十尋の深所なれば船體の位置は不明に歸し昨今大阪よりの出張員及び宇品尾ノ道警察署より警官を派出し死體其他に就て詮索中なりと云ふ

○候補者撰定委員會

日本橋區の候補者撰擧委員は一昨日午後四時過より日本橋俱樂部に集會して協議したるも決定するに至らざりしを以て四五日中に再び集會して候補者を定むる筈なりといふ

○富山の縣制實施と郡會議員撰擧

富山縣にては府縣制第九十四條に依り來る七月一日より縣制を實施するよし又已に此程の紙上に記したる如く同縣にて郡制を實施する事と爲りたるを以て去る十三日午前九時より各郡に於て郡會議員撰擧會を開きたるに自由進步兩黨の競爭隨分激しく之が爲め流會と爲りたる撰擧區も少なからざりし由なれども撰擧を終りたる東西礪波兩郡の如きは進步黨の勝利に歸したる模樣ありと云ふ

○板垣內務大臣の出發

板垣內務大臣は兼て記したる如く小野田警保局長、古市土木局長、栗原秘書官等と共に昨十六日午前九時二十分新橋發の汽車にて京阪地方巡回の途に上り伊東書記官長、松岡次官等の各高等官其他自由黨の重立ちたる人々停車場まで見送りたるよし又同大臣の一行は橫濱より西京丸に搭じて同日正午に出發したりと云ふ

○露國公使館の晩餐會

露國公使館にては來る十九日午後七時半より晩餐會を開き代理公使スペール氏主人となりて西園寺外務大臣、川上參謀次長、小村外務次官、原朝鮮公使、本野吉田の兩秘書官、村田中佐を招待する由

女武者

わかば

第十四回　御所の仰

亂暴と言はんか狼藉といはんか、恊はぬ戀に千束の艶書を遣はすさへ、武士の身としてあるまじき振舞ひなるに、剩さへ夜陰に乘じて姬を奪はんとする、如何に物の道理を知らぬとはいへ、越後の城が甥ともある身が、偖も恥知らぬ限りなり。されども先手の四人を陷穽の中に奪はれて、先づ荒肝を挫がれたるが上に、何處とも知らず弦音高く飛來る征矢に、一度は激しく斫り入りしものゝ、未だ此上に如何なる謀計や有らんかと、討手の人々早や浮足の太刀筋鈍き折こそあれ、後に當りて馬蹄の響、何樣敵の謀計に落ちたるぞ、退口を騎馬武者に塞がれては、進まんにも引かんにも、袋に入りし鼠同然、强ゐて引かば蹄にや掛けられん、猶豫せば生擒られて生恥曬すは知れた事なり、如何にせまじと暫時呆るゝ後より「館の者や御在する、こは何奴の候ぞ、某は樋口次郎兼光にて候、上田の館より火急の用事を帶びて、夜陰ながら打たせ來りて候、巴や御在する、此狼藉は何事にて候ぞ」と、聲高らかに問ひかけぬ。

驚破や樋口が寄せたるぞ、猶豫して掴み殺されな、早逃れよと、討手の面々始の勢何處へやら、途なき處に途を求め、辛うじて一方の血路を開き、築地を乘り越え吾勝にと走り出でぬ。

「巳れ狼藉者、逃れんとて逃がす可きか」と、樋口は馬よりヒラリと飛び下り、庭を廻りて追はんとせしに、斯くと聞くより義仲は聲高く、「樋口追ふは無益なるぞ、義仲此にあり、止まり候へ」と呼び止むるに、[illegible]心床しがる。

「こは思ひもよらず、若君には此に御在しつるか、狼藉者は野武士の輩にて候か」と、轡を回して戻り來れば、武將の[illegible]て重傷負ふたる討手の一人、木の根を枕に[illegible]て息も絶え〳〵なる四邊には血汐流れて刀さへ[illegible]されぬ。

女ながらも館の者は甲斐〳〵しく、四邊
へば、老女孜瀨は義仲の血刀押拭ひ、
一間へと招じたり。疾風吹止んで草木
尾上の松に輝きぬ。
樋口は姬と孜瀨より不意の討手の次第を
義仲の情を謝しぬ。君ならずば誰か此
るべき、資清は弓馬の達人として力能
候へば、館の女子が手に合ふべき樣は
ても取逃せし事の口惜しく候」と、巳れが
及ばざりしを打悔む「兄上深く悔み玉
を討取らば、彼は越後の城の甥にて候

恨みを結ぶ事無しとも限られず候、左ありては妾の身一つが國の亂れの基ともなりなんに、益なき殺生空恐ろしくこそ候へ」と姬の心の優しさは春の海にも譬へつべし。

「左もあらん〳〵、一たび城と兵を構へんには、彼方も聞ゆる豪族、且つは居る所地の理を得たり、此方より小勢にて攻めかゝるべくもあらず、何樣其遺恨こそ然るべく候へ、扨某が夜陰を侵して參り候も、資清より起りし事にて候」と先づ容を改めぬ。

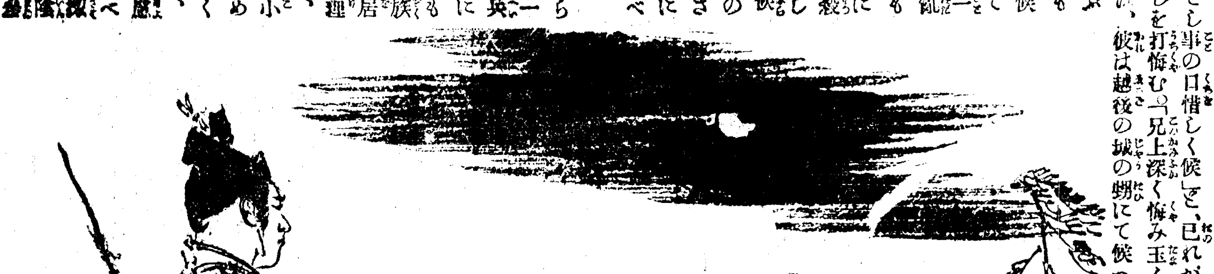「資清より起りたる事とは心許なく候」
そも「巴」、御身も能く知りて御在さん
御身を父君に懇望されて候ひしが、父
より、卑怯にも伯父にて候資永より六
上げしと見え、御所よりの仰せとして
よと、理らしき利害を說いて申し聞け
所よりの仰せと、あな面憎の資清よ、
仰せ遊ばされしぞ」と姬は心も座ろな
「いかで父君の御受けを申さるべき、去